

## 館山特別養護老人ホーム 短期入所生活介護事業 運営規程

### (事業の目的)

第1条 社会福祉法人 館山老人ホームが開設する館山特別養護老人ホーム（以下「事業所」という。）が行う指定短期入所生活介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の管理者や従業者が、要介護状態にある高齢者に対し、適正なサービスを提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 管理者や従業者は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持及び、家族の身体的並びに精神的負担の軽減を図るよう支援する。

2 利用者の家族との連携を図るよう努めるとともに、事業の実施に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び、協力を行う等の地域との交流に努める。

### (事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 館山特別養護老人ホーム
- (2) 所在地 千葉県館山市湊373番地

### (職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（本体施設と兼務）  
事業所の従業者の管理、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。
- (2) 医師 1名以上（嘱託医・本体施設と兼務）  
利用者に対して、健康管理及び療養上の指導を行う。
- (3) 生活相談員 2名以上（本体施設と兼務）  
利用者の生活相談、処遇の企画や実施等を行う。
- (4) 介護職員 35名以上（本体施設と兼務）  
利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。
- (5) 看護職員 3名以上（本体施設と兼務）  
利用者の保健衛生並びに看護業務を行う。
- (6) 栄養士 1名以上（本体施設と兼務）  
食事の献立作成、栄養計算、利用者に対する栄養指導を行う。
- (7) 機能訓練指導員 2名以上（本体施設と兼務）  
日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。
- (8) 事務職員 3名以上（本体施設と兼務）  
必要な事務を行う。

(9) 介護支援専門員 1 名以上（本体施設と兼務）

利用者の施設サービス計画の作成に関する業務を行う。

（利用定員）

第 5 条 事業所の利用定員は、居宅サービスと予防サービス合わせて、12 名とする。本体に空床が発生した場合、短期入所として利用する。

（短期入所生活介護事業の内容）

第 6 条 介護に当たっては、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行う。

2 一週間に 2 回以上適切な方法により利用者に入浴させ、又は清拭を行う。

3 心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行う。

4 おむつを使用せざるを得ない利用者について、おむつを適切に交換する。

5 離床、着替え、整容等の介護を適切に行う。

6 常時一人以上の介護職員を介護に従事させる。

7 利用者の負担により、事業所の従業者以外の者による介護を受けさせない。

（食事の提供）

第 7 条 食事の提供は、栄養、利用者の身体状況・嗜好を考慮したものとし、適切な時間に行う。

2 利用者の自立支援に考慮し、可能な限り離床して食堂で行うよう努める。

（機能訓練）

第 8 条 利用者の心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、またその減退を防止するための訓練を行う。

（その他のサービスの提供）

第 9 条 教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事等を行う。

2 常に利用者の家族との連携を図るよう努める。

（利用料その他の費用の額）

第10条 サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、介護保険負担割合証に記載された負担割合の額とする。

2 前項のほか、次に掲げる費用を徴収する。

(1) 送迎に関する費用（厚生労働大臣が別に定める場合を除く。）

(2) 食事の提供に要する費用 介護保険法第 5 1 条の 3 第 2 項第 1 号に規定する食事の基準費用額以下の額（限度額認定証を提示した場合は、記載されている額とする。）ただし、朝昼夕各食事の金額を別に定め、一食毎に徴収する。

(3) 滞在に要する費用 介護保険法第 5 1 条の 3 第 2 項第 2 号に規定する居住費の基準費用額以下の額（限度額認定証を提示した場合は、記載されている額とする。）

(4) 理美容代

(5) 前各号に掲げるもののほか、日常生活費のうち、利用者が負担することが適当と認めら

れるもの。

- 3 前項の費用の額に係わるサービスの提供にあたっては、あらかじめ、利用者の又は家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得る。

(通常の送迎の実施地域)

第11条 通常の送迎の実施地域は、館山市とし、それ以外の地域については、相談に応じる。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第12条 利用者がサービス提供を受けるに当たり、事故防止のため機能回復訓練室及び機能回復訓練器具等を利用する場合は、職員の指示のもとに行う。

- 2 食事、入浴等についても同様の扱いとする。

(緊急時における対応方法)

第13条 利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合には、速やかに主治医又は協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じる。

(非常災害対策)

第14条 非常災害に備えて必要な設備を設け、防災、避難に関する計画を作成する。

- 2 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(虐待防止に関する事項)

第14条の2 虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(掲 示)

第15条 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制等を掲示する。

(その他運営についての留意事項)

第16条 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人 館山老人ホームと、事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成19年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和2年5月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和4年11月12日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和5年11月17日から施行する。